

市会案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書について

非核三原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月18日提出

提出者 鯖江市議会総務委員会
委員長 帰山 明朗

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
法務大臣

非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則は、昭和46年の衆議院決議をはじめとする国会決議により、我が国の基本政策として位置付けられ、歴代内閣により堅持されてきた国是である。

我が国は世界唯一の戦争被爆国として、戦争の悲惨さを子々孫々に伝え、人類の上に再びその惨禍を繰り返してはならないという歴史的使命を担っている。本市議会においても、平成3年に「非核平和都市宣言」を決議し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、市民とともに平和行政を進めてきたところである。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声がある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものであり、広島・長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、我が国の使命である。国民の平和への願いを十分に踏まえ、非核三原則を揺るぎなく堅持し続けることを求める。

よって、本市議会は、国会および政府に対し、非核三原則を堅持し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けた取組を一層推進されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

福井県鯖江市議会